

[No. 25-28]

令和8年3月23日

報道機関 各位

国指定重要文化財 指定書伝達式の開催について(光明寺)

令和8年1月15日、宗教法人 光明寺が所有する建築物8棟が、重要文化財に指定されました。これを受け、長岡京市長より光明寺・沢田教英法主に対して、指定書を伝達するための伝達式を開催いたします。ぜひご取材いただきたく下記のとおりご案内申し上げます。

記

【日 時】:令和8年3月30日(月)午前11時00分～(30分程度)

【場 所】:会議室202(長岡京市役所2階)

【指定物件】:種別:有形文化財(建造物)

名称:光明寺

本堂(御影堂)、阿弥陀堂、釈迦堂、勅使門、御本廟及び御本廟拝殿、鐘楼、総門

【時 代】:江戸時代(17～19世紀)

【所 有 者】:宗教法人 光明寺

(長岡京市粟生西条ノ内26-1)

【指定理由】:

光明寺は西山浄土宗の総本山。建久9年(1198)、熊谷直実が当地に草庵を結び、法然を開山に迎えたとされるのが始まり。幾度もの火災とそのたびの再興を経て、今日の寺観が整えられた。このたび指定された8棟は、いずれも同寺の参詣空間を構成する、江戸時代に整えられた堂舎である。とくに本堂(御影堂)は、内部に仕切りを設けない開放的で自由度の高い空間が、近世浄土宗寺院における最初期の遺例として評価されたもの。

*伝達式とは:本来であれば指定書は、文化庁が所有者に対して交付するところ、市町村教育委員会を通じて交付するため、伝達式とする。

以上

本件に関するお問合せ
(担当)長岡京市教育委員会 文化財保存活用課(辰巳・吉村)
電話 075-954-3557 ファクス 075-954-8500
メール bunkazai@city.nagaokakyo.lg.jp